

# 第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月27日(月)午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

## 3. 出席委員

農業委員(15名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	14番	丸山 嘉之	15番 竹内 則孝
	17番	宮尾 俊一			

## 4. 欠席委員

13番 内田 芳昭 16番 竹田 賢一

## 5. 提出議題

報告第33号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第34号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第35号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第41号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第43号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第44号	農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第45号	農用地利用集積計画について

## 6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長	東條 義博	次長	西澤 明夫
係長	山口 修	主査	竹田 由之

## 7. 会議の概要

局長

お疲れ様です。

若干早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

本日の出席委員を報告します。15名です。

総会に先立ちまして、議案第45号の差し替えをお願いします。

これにつきましては、委員の皆様へ議案を送付後に貸貸人が亡くなったことから、農用地利用集積計画が取り下げとなるため、議案第45号の件数が1件減り、合計では50件になるものです。

なお、貸貸人の相続関係者は、改めて農用地利用集積計画を提出する意向を持っており、提出後、農業委員会総会にて上程させていただくこととなります。

それでは、安原会長、お願いします。

会長

足元の悪い中、ご苦労さまでございます。今年最後の総会となります。

色々なことがあった年でもあり、何といたってもコロナ禍の中での農業委員会の運営というところで、大変皆様の活動にも影響があったのではないかと思います。

先日、県の農業会議常設審議委員会に出席した際に石山会長からお話がありました。来年に向けて農業資材の高騰が起きているということでした。幸いにして、12月までに購入し倉庫にしまっているもので影響ないかと思いますが、色々メーカーに問い合わせてみると、来春の購入に関しては、はっきり返事ができないということで、物不足にもなっているとのことでした。

米価が下がる中、資材高騰ということで、我々農業者にとってダメージでもあります。

皆様にとっても、早めの調達をすることで何とか回避できればと思います。

除雪の途中の方もあろうかと思いますので、スムーズな進行をお願いします。

それでは、座らせていただき始めさせていただきます。

議長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第10回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。

3番の関原 正晴委員、4番の飯塚 淳一委員、よろしくお願いします。

本日の議題については、報告事項が3件、議案が5件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第34号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。

事務局

報告事項について説明します。

1ページ、報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

11月に届出がありました合意解約は、17件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、主なものとして、他の人への貸借・貸借予定、または自作・保全管理となっております。

なお、10.12.13番の3件は所有権移転です。

所有権移転に関しましては、11月総会にて議決いただきました、農地法第3条による取得に関するもの、農業経営基盤促進法による所有権移転に関するものについてです。

次に、4ページ、報告第34号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

11月につきましては、農地転用事実確認が1件、農地の転用事実に関する照会（法務局）が1件の計2件です。

内容についてですが、いずれの案件も過去に5条の転用許可を受け、住宅や駐車場を整備しましたが、地目変更の手続きがなされていなかったものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に、5ページ、報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

11月の届け出は、相続件数は11件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思います。

議長 次に、議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、5件です。

1番については、申請地は、大字新井及び大字三本木新田地内、登記地目：畑が6筆、登記地積合計3,670㎡であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

申請農地の登記地目は畑ですが、水田として耕作されている農地で、現在、譲渡人と譲受人との間で利用権設定されている農地であり、高齢となって将来的に耕作管理できない譲渡人から、来年度の耕作に向けて協議したところ、このたび話がまとまったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字小出雲地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計2,197㎡であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

譲渡人は、夫が亡くなられ、本人も高齢で今後耕作管理できないことから、耕作者を探していたところ、隣接農地の所有者で、来年度から3人の協力者を雇って耕作していきたいという譲受人と協議したところ、隣接地で利便性も良いことから、双方で話がまとまったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は大字西条地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計1,481㎡であります。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地は、相続が完了していない未登記の農地で、亡くなられた被相続人の相続関係者である妻と子供2人の3人が譲渡人として申請されたもので、今後も耕作管理できないことから、議案の2番の譲受人と同一人物で、今後、協力者を雇って耕作を進めていきたいという譲受人とこのたび話がまとまりこれを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

4番については、申請地は、大字北条地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計1,341㎡であります。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

譲渡人は、高齢となり今後も耕作管理できないことから、申請農地の隣接地に住宅を持つ譲受人に相談したところ、譲受人としても利便性も良いことから、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

5番については、申請地は大字大鹿地内、登記地目：畑が1筆、登記地積757㎡であります。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、今年の5月総会で、空き家に付随する農地として区域の設定議決をいただいた農地であります。

その区域の設定を受けて、空き家の購入者から、設定した農地を譲り受けるべく、許可申請が提出されたものです。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、申請者の実家の上越市に母がいることから、上越近辺で農地付きの物件を探していたところ、市HPに掲載されていた本物件が気に入り、所有者とも遠い親戚にあたるのが分かり縁を感じたことから、購入し、住宅に隣接する農地を取得して耕作したいため、今回の申請に至ったとのこと。

実際には、購入手続きを完了され、申請者が会社を退職する3月末以降に家族二人で移住してくる予定であり、2人共に農業初心者であるが、両親や親戚の上越在住の退職後の農業改良普及員などの指導を得られるとのこと。

農業機械や道具については、これまで所有者が使っていたものが残っているとのこと、譲ってもらう方向で交渉するとのこと。

担当委員からは、近所に直売所に作物を出している方など、喜んで農業を教えてくれる方が複数あり、担当委員とも同じ町内であることから、隣近所からもサポートしてもらえる環境とのこと。

夫婦で力を合わせて農作業をしていきたい意向と、隣近所の方々の協力やサポートを既に得られることが確認できたことから、同町内在住の推進委員を中心に耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として総会に議案を上程することで全員同意されたものであります。

以上5件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び新規就農者については聞き取り内容から農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番・2番については、1番の尾崎 香委員、

3番・4番については、9番の丸山 光浩委員、

なお、5番については、担当委員が欠席のため、事務局の説明のみとします。

1 番

1番について説明いたします。

先日の14日、午後1時から石山推進委員と事務局で、現地確認をいたしました。

申請地は、毎年きちんと耕作管理もされている場所で、事務局の説明通り関係書類も合わせて特段問題はないと思います。

続けて2番の件ですが、1番の現地確認後、そのまま現地を確認いたしました。

申請地は、今まで田としてきちんと耕作されてきた場所です。  
今回の件は、先月の議案37号の3条の5番と同じ譲受人でもあり、私も意見した方です。

しかし、今回は3人を雇って耕作するということで了承しました。

ここで事務局に質問いたします。

今回、3人雇うということなのですが、この方々について事務局は把握されているのですか。

事務局 今回、2件の申請をいただいた時に譲受人に確認したところですが、来年から3人雇うというお話を伺っています。

ただし、事務局としては、特定の個人までは確認しておりません。

1 番 事務局の説明もあわせて皆様よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

9 番 3番についてです。

12月13日、深石推進委員、事務局で現地調査を行いました。

事務局の説明通りですが、譲渡人はご高齢であり、一人暮らしをされており、お子さんのサポートを受けて生活していらっしゃるようです。

そのため、申請地の耕作が非常に困難であることから、数年前から耕作管理をしてくれる方を探していたところ、このたび、譲受人と話がまとまり、譲り渡すこととなったものです。

続きまして4番についてです。

12月13日、深石推進委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、譲受人住宅裏の農地となり、耕作管理もしやすい環境にあり、庭から見える位置でもあることから、より良い管理ができるものと考えております。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、議案第41号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これより、議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第41号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページをご覧ください。

今月の許可申請は2件です。

1番についてです。

申請地は、関川町2丁目地内、登記地目：宅地で現況が畑で台帳に登載されている土地が1筆、登記地積132.23㎡です。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域 第一種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

申請者は、申請地に、車庫1棟と2台分の駐車場の整備を希望しています。

2番についてです。

申請地は、大字大鹿地内、登記地目：田が1筆、登記地積390㎡のうちの54.62㎡です。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

申請者は、自宅周辺での用地を探していたもので、自宅隣接地の申請地は最適地と判断しました。

申請者は、申請地にカーポート1棟の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、9番の丸山 光浩委員、

なお、2番については担当委員が欠席のため、事務局の説明のみとします。

9 番

1番についてです。

12月13日、深石推進委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、登記地目が宅地で現状は畑として使用されているところです。

申請者の住宅入口は道路から離れており、道路からのアプローチ部が長く、狭いため、車の進入駐車が困難な状況にあります。

今後、車の台数も増えるということで、道路近くにスペースも十分取れる申請地が車庫・駐車場に適地と判断できます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、議案第42号の質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、8ページ及び位置図をご覧ください。  
今月の許可申請は2件です。

1番についてです。

申請地は、大字中宿地内、登記地目：田が1筆、登記地積1,349㎡です。

位置図は、資料No.8をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、同地区内での土地を求めていたものであり、申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、整圧器室など5棟のガス整圧施設と4台分の駐車場の整備を希望しています。

2番についてです。

申請地は、大字田切地内、登記地目：田が6筆、登記地積合計2,969㎡です。

位置図は、資料No.9をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者の譲受人が、資材置場として借地している土地について登記状況等を調査したところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受けて、建設用資材置場に関し、申請人から始末書の提出がありました。

始末書

私どもは今回申請の土地につきまして、農地法第5条第1項の規定による許可を得ず、平成6年から賃貸借契約書に基づいて、永年にわたり、譲受人の建設用資材置き場として使用しておりましたことは、誠に申し訳ございません。

今後は、二度とかかる不法事を致しませんから、この度はご寛大なる処置をお願い申し上げます。

令和3年11月22日、譲受人・譲渡人連名からの始末書であります。

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については5番の山下 利秋委員、2番については、10番の高橋 敏明委員より、お願いいたします。

5 番 1番について説明いたします。  
12月10日、尾島推進委員、事務局で現地確認を行いました。  
先ほどの説明の通り、周辺には全く影響がないものと思われま  
す。ご審議をよろしくお  
願いいたします。

10番 2番について説明いたします。  
12月14日、加藤推進委員、事務局で現地確認を行いました。  
国道18号線から妙高山側に100mくらい奥に入ったところ、資材置き場として使用  
されていることを確認しました。  
ただいまの事務局の説明の通りですが、よろしくご審議くださ  
いますようお願いいたし  
ます。

議 長 それでは、議案第43号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決  
します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第43号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第44号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第44号 農地法の適用を受けない事実確認願については、9ページをご覧ください。  
今月の確認願は、5件です。

関連がありますので、一括説明させていただきます。

申請地は、大字西条及び大字北条地内、登記地目：田が9筆、登記地積合計：  
4,634㎡、登記地目：畑が5筆、登記地積合計：1,164㎡、田畑合計 14筆、  
5,798㎡であります。  
位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地は、今後、保安林指定が計画されていることから、上越地域振興局長からまとめ  
て確認願が提出されたものであります。

申請地は、耕作放棄され、最低でも30年以上農地として耕作されず、周囲と共に山林  
原野化している状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境を確認し、今後も農地とし  
ての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないこと  
を確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 続きます、担当委員の説明をお願いします。  
1番から5番については、9番の丸山 光浩委員より、お願いいたします。
- 9番 12月14日、深石推進委員、事務局で、現地調査を行いました。  
申請地は、30年以上耕作されていない原野化している場所です。一部、数年前の大雨で土砂崩れがあった場所で、以前よりもさらに近づくのも困難な状況となっております。  
今後も整備したとしても、農地としての活用が難しい状況と思われるので、非農地と判断して差し支えないものと考えます。ご審議お願いいたします。
- 議長 それでは、議案第44号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第44号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて、を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第44号については、許可することに決定しました。
- 議長 次に、議案第45号 農用地利用集積計画について、を上程します。  
48番から50番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、最初に1番から47番までの47件を上程します。  
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 総会冒頭で、事務局長から説明があったとおり、差替えしたものをご覧ください。  
ページ数の変更はございません。
- 19ページ、議案第45号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
- 今月は、新規設定19件、再設定30件、所有権移転1件の合計50件です。  
はじめに1番から47番について説明します。  
まずは1番から17番につきましては新規設定です。  
権利移動の事由としては、貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。
- 続きます、21ページ18番から26ページ46番につきましては、再設定です。  
いずれも賃貸借となっています。再設定ですので、特に問題はないと思われます。
- 続きます、26ページ47番につきましては、所有権移転です。  
市内の認定農業者への所有権移転となっています。  
所有権移転する農地は、すべて農振農用地であり、譲受人はいずれも認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われます。
- 以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長            それでは、議案第45号のうち、1番から47番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 12番            19ページの4番の借受人についてですが、新潟市となっているのですが、耕作できる  
のでしょうか
- 事務局            特に問題ないと思われまます。
- 12番            耕作されている方というのは、事務局で把握されているのですか。
- 職務代理        私の近くの方なのでお答えします。  
住民登録は新潟市のようにですが、栗原に居住されております。
- 議 長            他、ありませんか。  
これより、議案第45号 農用地利用集積計画についてのうち1番から47番を採決し  
ます。  
お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長            ご異議なしと認めます。  
よって、議案第45号のうち、1番から47番については、市長に要請することに決定  
をいたしました。
- 議 長            次に、議案第45号 農用地利用集積計画について、のうち48番を上程します。  
48番については、丸山嘉之委員に関する案件であります。  
丸山嘉之委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するた  
め、退席してください。
- <丸山嘉之 委員 退席>
- 議 長            それでは、議案第45号 農用地利用集積計画についてのうち、48番について、事務  
局の説明をお願いします。
- 事務局            続きまして、48番について説明いたします。  
26ページをご覧ください。  
先ほどの説明と同様となりますが、新規設定であり、権利移動の事由としては、貸付人  
からの要望により貸し付けを行いたいものです。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長            それでは、議案第45号のうち、48番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 議 長            無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第45号 農用地利用集積計画についてのうち、48番を採決しま  
す。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

                  【「異議なし」の声あり】

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第45号のうち48番については市長に要請することに決定しました。  
それでは、丸山嘉之委員の退席を解除します。

＜丸山嘉之 委員 復席＞

議 長           続きまして、同じく議案第45号 農用地利用集積計画についてのうち、49番・  
50番を上程します。  
49番・50番については、私に関する案件であります。農業委員会法第31条の規  
定による「議事参与の制限」に該当するため、議長を交代し、退席します。

＜安原会長 退席＞

職務代理       それでは、議案第45号 農用地利用集積計画についてのうち、49番・50番につ  
いて、事務局の説明をお願いします。

事務局           続きまして、49番・50番について説明いたします。  
同じく26ページをご覧ください。  
さきほどの説明と同様となりますが、49番は新規設定であり、権利移動の事由として  
は、貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。  
50番は賃貸借での再設定であり、特に問題はないと思われれます。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理       それでは、議案第45号のうち、49番・50番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

職務代理       無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第45号 農用地利用集積計画についてのうち、49番・50番を採  
決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

職務代理       ご異議なしと認めます。  
よって、議案第45号のうち49番・50番については市長に要請することに決定し  
ました。  
それでは、安原会長の退席を解除します。

＜安原会長 復席＞

議 長           議案については全て終わりましたので、これで終了しますが、いろいろな案件が出てき  
ておりますので、農地パトロール等で現場の確認をした際に気付いた点がございましたら、  
総会時に意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。  
第10回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和4年1月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印